

# 福岡県公報

令和八年六月二日  
第六百九十九号  
増刊  
①

## 目次

### 人事委員会

- 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
（人事委員会事務局給与公平課）……………一
- 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の  
一部を改正する規則  
（人事委員会事務局給与公平課）……………一

### 人事委員会

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに  
公布する。

令和八年六月二日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

### 福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）  
の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規  
則を制定し、ここに公布する。

令和八年六月二日

### 福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を  
改正する規則

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年福岡県人  
事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。